

第1章 生活に恵みを与える自然との共生

豊かな自然や生態系を確保し、自然による豊かな人間形成や美しい景観、自然とのふれあいなど、文化的な観点からも自然環境を保全します。

第1節 豊かな自然環境を保全し、生態系と生物多様性を確保する

1 絶滅危惧動植物の保全

人間の経済活動の発展に伴って、自然環境に様々な影響を及ぼすようになりました。世界中のあちこちで、野生生物種の絶滅が進み、すみかである森や川や海の良い環境が失われつつあります。1966年に国際自然保護連合が、絶滅のおそれのある野生生物種の生息状況をまとめました（「レッドデータブック」と呼ばれています。）。

本県では、平成12～13年度に群馬県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物種の現状を「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編・植物編（レッドデータブック：RDB）」として取りまとめ公表しました。ここでは動物526種、植物

表2-1-1-1 群馬県レッドデータブックの概要

■植物編（平成13年1月発行）

県基準	基本概念	該当種数
絶滅	県内では、既に絶滅した種	55
絶滅危惧Ⅰ類	県内で、絶滅の危険性が增大している種	157
絶滅危惧Ⅱ類	県内では、当面、絶滅のおそれはないが、将来的に絶滅のおそれのある種	26
準絶滅危惧	県内では、当面絶滅のおそれはないが、個体数が著しく減少している種	11
希少	県内では、個体数が少なく、分布の限られている種	104
情報不足	県内では、評価するだけの情報が不足している種	29
計		382

382種が取り上げられていますが、さらにこの中でも自然生態系保全の観点から緊急性・環境影響等を踏まえ、保護へ向けた取り組みの必要性がある種（動物53種、植物56種の計109種）について、詳細な調査を実施し、調査報告書としてまとめあげました。

さらに具体的な保護対策の一つとして、県が行う工事での希少野生動植物保護を行うため、生息・生育情報を共有する為の仕組み作りを進め、平成16年度からスタートしました。6箇所の工事予定地において希少種の存在が確認されたので、それぞれ適切な対応を講じました。

■動物編（平成14年2月発行）

県基準	基本概念	該当種数
絶滅	県内では、既に絶滅した種	19
絶滅危惧Ⅰ類	県内で、絶滅の危機に瀕している種	124
絶滅危惧Ⅱ類	県内では、絶滅の危険が増大している種	107
準絶滅危惧	県内で、存続基盤が脆弱な種	134
注目	県内で、今後も生息情報や環境の変化に十分注目する必要がある種	137
地域個体群	県内で、地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれの高いもの	5
計		526

コラム 外来生物法ってなあに？

2005年6月1日から外来生物法が施行され、外来生物の飼育・販売などの規制が始まりました。正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」という名称で、特定の外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

この法律における外来生物とは、たとえばカミツキガメのように、もともと日本にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物で、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを指します。

こうした外来生物の中から、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則として禁止することで、国内に特定外来生物が侵入することや拡散することを防ぎます。また、既に定着しているものについては、駆除や隔離等の防除を行います。

1次指定された特定外来生物は、アライグマやカミツキガメ、ガビチョウ、ブラックバス等37種類で、これらの中にはペットや観賞用として飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして自然界で繁殖したものが少なくありません。

生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命や成長したときの大きさ、性格や生態等について十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

<外来生物被害予防3原則>

- 1 入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

2 鳥獣の生息調査

本県は自然に恵まれており、野生鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物）の生息環境が良好なことから、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』で国内希少野生動植物種に定められたものや、カモシカ、ヤマネのように『文化財保護法』で天然記念物に指定された希少な鳥獣をはじめ、ツキノワグマ、ニホンジカなどに代表される大型獣も生息しています。

一方、これら野生鳥獣の生息域と人間の生活圏が接近していることから、ニホンザルやイノシシ、ツキノワグマが農耕地や人家近くに出現するなどの軋轢も生じています。

また、繁殖力の旺盛なイノシシ、暖冬により死亡率の下がったニホンジカ、市街地のカラス類、湖沼や河川のカワウのように近年急激に生息数が増加した種がある反面、ツバメなどの夏鳥やガン・カモ類などの冬鳥といった渡り鳥を含め鳥類の種の減少を抑え、その生息環境を良好に保ち保護対策を推進するために各種調査を実施しています。

(1) 市町村別鳥類生息密度調査

県内70市町村を流域別に5ブロックに分け、繁殖期における生息密度調査と冬期における分布調査を、計画的に実施しています。

平成16年度は、吾妻川流域の8町村43メッシュについて実施しました。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況を把握するため、毎年1月中旬を基準として全国一斉に行われています。

平成16年度は、1月16日を中心として調査を行いました。（表2-1-1-2）

(3) イヌワシの森モデル事業

群馬県の絶滅のおそれのある野生生物において絶滅危惧Ⅰ類に評価され、全国的にも絶滅の危機に瀕しているイヌワシについて、平成10年度からの基礎調査に基づき保護繁殖と森林施業との協調を図るため、イヌワシ生息環境検討会を開催。イヌワシの森モデル事業を通じてイヌワシの保護策の検討と手法を模索します。

(4) ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ生息状況調査

狩猟者に捕獲した場所等をアンケート調査するとともに、有害鳥獣捕獲に係る各種データを収集し、それらを整理することにより、県内の生息分布などを把握することに努めました。

表2-1-1-2 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

年度	調査地数	生息地数	ガン類	カモ類	ハクチョウ類
元	85	58	0種0羽	14種29,077羽	2種40羽
2	85	54	0種0羽	15種19,864羽	2種105羽
3	88	67	0種0羽	16種23,945羽	1種97羽
4	90	70	1種1羽	15種19,945羽	2種64羽
5	84	68	不明種5羽	17種25,516羽	2種83羽
6	83	70	1種6羽	16種26,567羽	2種72羽
7	81	74	1種6羽	15種30,352羽	3種61羽
8	83	68	1種1羽	16種24,775羽	2種81羽
9	83	66	0種0羽	15種22,156羽	3種56羽
10	83	74	不明種3羽	15種23,365羽	3種105羽
11	80	68	1種1羽	14種22,923羽	3種83羽
12	79	64	1種1羽	15種23,078羽	3種80羽
13	81	70	1種40羽	14種17,167羽	2種124羽
14	79	66	1種3羽	14種16,496羽	3種123羽
15	79	64	0種0羽	14種17,731羽	2種70羽
16	79	65	0種0羽	16種18,581羽	2種93羽

3 魚類生息状況調査

本県には平成17年4月現在、20科63種の魚類が生息しています。（表2-1-1-3）

このうち、昔から県内の河川湖沼に自然分布していた在来種が15科33種、県内では自然分布していなかった魚が移植などにより移り住んだ移入種が2科15種、国外から移植され、県内で生息している

外来種が7科15種となっています。

一方、過去には生息していたが、現在では確認できない魚種が5科10種認められます。なお、現在では昔から住んでいた在来種は、県内に生息する総種類数の半分(52%)であり、生活の場所が限られ、生息数が極端に少なくなっている魚も認められます。

さらに、平成12年度に追加されたコクチバス^{*1}については、在来の魚類に食害を及ぼし、生態系に影響があることから、県では移植禁止となっています。（群馬県漁業調整規則第33条）

このため、無秩序な違法放流を防止するための啓発活動や県内での生息域拡大を阻止するために、駆除事業も実施しています。

表2-1-1-3 群馬の魚一覧

	現在、県内で確認できる魚	過去に生息していたが現在確認できない魚
在来種	ウナギ科 ウナギ キュウリウオ科 ワカサギ サケ科 イワナ、サクラマス ^{※注1} 、ヤマメ ^{※注1} （サクラマスの陸封型）、サケ アユ科 アユ コイ科 ウグイ、マルタウグイ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、ニゴイ、コイ、キンブナ、ギンブナ、ヤリタナゴ ナマズ科 ナマズ ドジョウ科 ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ ギギ科 ギバチ アカザ科 アカザ メダカ科 メダカ ボラ科 ボラ スズキ科 スズキ ハゼ科 ヨシノボリ ^{※注2} 、ヌマチチブ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ、カワアナゴ カジカ科 カジカ ヤツメウナギ科 スナヤツメ、カワヤツメ 計 15科 33種	コイ科 ミヤコタナゴ、ゼニタナゴ、アカヒレタビラ、タナゴ、シナイモツゴ トゲウオ科 トミヨ サヨリ科 クルメサヨリ 計 3科 7種
移入種	サケ科 ヒメマス（ベニザケの陸封型）、アマゴ コイ科 オイカワ ^{※注3} 、ハス、ワタカ、ツチフキ、ビワヒガイ、カワヒガイ、タモロコ、ホンモロコ、イトモロコ、スゴモロコ、ゲンゴロウブナ、ムギツク、カワムツ(B型) 計 2科 15種	コイ科 ゼゼラ 計 1科 1種
外来種	サケ科 ニジマス、ギンザケ、ブラウントラウト コイ科 ソウギョ、アオウオ、コクレン、ハクレン、タイリクバラタナゴ タイワンドジョウ科 カムルチー サンフィッシュ科 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル カワスズメ科 ティラピア アメウリディ科 アメリカナマズ（ タウナギ科 タウナギ ^{※注4} ） 計 7科 15種	サケ科 カワマス カダヤシ科 カダヤシ 計 2科 2種
計	総計 20科 63種	総計 5科 10種

（注）1 サクラマスとヤマメは同種とした。

2 ヨシノボリはトウヨシノボリと考えられるが、分類が複雑であり細かな同定も実施していないため1種として取り扱った。

3 オイカワは在来種との意見もあるが、県内分布域の大部分がアユの放流に伴い移入したと考えられるため、移入種とした。

4 タウナギは外来種か移入種か不確定であるが外来種に区分し、県内での確認例も少ないため（ ）書きとした。

コラム ブラックバス問題を考えよう

ブラックバスは、オオクチバス、コクチバスなどの総称です。北米原産の魚食性外来魚で、旺盛な食欲と繁殖力で水産資源や生態系に悪影響を及ぼすとして問題となっています。

県内では30年ほど前からオオクチバスが見られるようになり、今では多くの湖沼で生息が確認されています。また、平成11年には利根川最上部の奥利根湖で密放流されたと思われるコクチバスが発見されました。

コクチバスは、冷水域・流水域でも定着が可能であり、奥利根湖から下流の利根川に拡散した場合、アユやヤマメなどの魚が被害を受ける恐れがあるため、現在駆除作業を行っています。

自分の楽しみだけのためにブラックバスを放流する行為は、許せない犯罪行為です。



ブラックバス的一种「コクチバス」

^{*1} コクチバス：オオクチバスとともに1925年日本に移植された北米原産の外来魚。強い食性があり、オオクチバスより冷水に強く、流れのある河川でも再生産できることから、在来の魚類を食害する恐れがある。

コラム 群馬のアユを日本一にするプロジェクト

平成元年に「県の魚」に指定されたアユの漁獲量は、昭和55年には669トンもあったものが、平成15年には32トンと大きく減ってしまいました。

漁獲量が減った直接的な原因として、冷水病の発生やカワウによる食害などが挙げられていますが、人間の一方的な都合で川本来の姿は大きく変わってしまい、人間の生活が安全で便利になった反面、堰などによる川の分断、水量の減少、急な増水や渇水、水温の乱高下、濁水の発生など川の環境が悪くなってしまうことも大きく影響していると考えられます。このため、魚や水生昆虫など川に依存して生きている生物の住みかを奪い、移動を困難にし、資源の減少を引き起こしてしまいました。

アユ漁を中心とした釣りの不振を回復するためには、「川の生物資源は国民の共通財産であり、川の環境が良くなければ成功しない」という考えのもと、関係者が集まって「ぐんまのアユを日本一にするプロジェクト」を開始し対策を検討しました。

平成16年1月及び平成17年1月には、全国各地から釣り人、漁協関係者、行政など約500人が集まって「アユを取り戻す全国の集いinぐんま」が開催され、「冷水病対策」や「魚にとって棲みやすい川づくり」などが熱心に話し合われました。

今後も、アユ漁不振の原因と対策について検討を行い、関係者の理解のもと官民が一致協力して実践していきます。

4 魚類の絶滅種、減少種対策

平成14年2月に公表した「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」によると28種の淡水魚類が、絶滅から地域個体群までに指定されています。

このうちワカサギ^{*1}、シナイモツゴ、ミヤコタナゴ、ゼニタナゴ、クルマサヨリなどが長い間県内で確認できないことから絶滅したと考えられます。

また、スナヤツメ、カワヤツメ、キンブナ、ヤリタナゴ、タナゴ、アカヒレタビラ、メダカ、ジュズカケハゼが絶滅の危機に瀕している絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。

さらにホトケドジョウ、ギバチ、アカザが絶滅の危機が増大している絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

そこで水産試験場及び水産学習館では、これらの絶滅危惧種を始め、県内で減少している魚類を選定し、系統保存するとともに、種苗生産技術の検討に取り組んでいます。また、本県で絶滅種となり、国指定天然記念物でもあるミヤコタナゴについても人工繁殖に成功しています。

なお、ヤリタナゴ、ホトケドジョウについては生息が確認されている藤岡市とともに生息域での保全を図るとともにヤリタナゴの産卵母貝でもあるマツカサガイの繁殖方法の研究にも取り組んでいます。

このほか、メダカ、キンブナ、カマツカなどは生活

様式などが究明され、種苗生産技術が確立しました。

県内の減少種、希少種対策については現状調査を行い、生息環境の適地を選定しながら資源の回復を図っています。

具体的には水産試験場、県漁業協同組合連合会等が「ふるさとの魚」保護推進事業及び増殖放流推進事業として在来種の資源回復も念頭において、減少魚の放流などを実施しています。これらの放流を実施しながら、自然に親しみ、生き物を大切にする心を育み、河川浄化思想の普及を図っています。



絶滅危惧Ⅰ類：ヤリタナゴ

^{*1} ワカサギ：現在、県内に生息しているワカサギは、諏訪湖産等の卵を放流したものです。

5 自然環境保全調査等

(1) 良好な自然環境を有する地域の学術調査

昭和49年度から群馬県自然環境調査研究会に委託して実施しています。地形・地質、動物、植物の3部門において、本県の自然環境の状況を把握し保

全施策の策定に役立てることを目的としています。

平成16年度は里山地域や草地・草原地域など5地域4部門で実施しました。

6 野生鳥獣の保護管理

(1) 現状

野生鳥獣はその習性から、生息環境等によっては時期的、地域的に農林水産物そのものを食害するなどの行動をとるため、人間社会との間で被害問題が発生しています。

平成16年度には、カラス、ドバト、スズメなど鳥類が7種で36市町村、イノシシ、ニホンジカ、サルなど獣類が9種で48市町村、合計54市町村に及び被害をもたらしています。

特にイノシシやニホンジカ、サルの被害が多く、イノシシについては、昭和53年には群馬県の一部地域でしか生息していなかったとされたものが、山間地域から中山間地域にもその生息分布を広げています。また、ニホンジカの生息状況も県境山間地域から県内部地域に向けて生息分布域を拡大しています。サルも県西部や県北部で生息分布を広げています。

このような状況に伴い、イノシシやニホンジカによる農林作物被害は、平成4年ごろから急激に増加し、併せて有害捕獲頭数も増えています。

(2) 生息環境の保全

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県内に53箇所70,172haの鳥獣保護区を指定し、そこには標識を設置しているほか、必要に応じて食餌植物の植栽、巣箱の架設等生息環境の改善を行っています。

また、県下に75名の鳥獣保護員を委嘱し、野生鳥獣の生息環境の保全に努めています。

(3) 鳥獣害軽減対策に対する助成

市町村が実施する有害鳥獣の捕獲等の有害鳥獣対策に対し「群馬県有害鳥獣対策事業費補助金」を交付しました。

(4) 野生鳥獣保護管理

著しく増加または減少している鳥獣については、個別に個体数管理を行っています。

ア イノシシ個体数調整計画

平成9年度に策定した個体数調整（捕獲）計画を推進しました。

イ ニホンジカ保護管理計画

平成12年度に策定した保護管理計画に基づき、メスジカ捕獲禁止を解除したり、狩猟期間を延長するなどによる強力な個体数調整を実施し、確実に被害の軽減を図れるよう取り組んでいます。

ウ ツキノワグマ保護管理計画

県内に生息する約600頭を維持するため、平成12年度に本県独自の保護管理計画を策定し施策を進めています。

捕獲されたツキノワグマの一部には、学習放逐（お仕置き放獣）も導入しています。

エ ニホンザル保護管理計画

平成14年度に保護管理計画を策定し、長期的には、農林業等の被害軽減及び人の生活圏とサルの生息圏を分離して、地域的なすみ分けを図ることを目標としています。

7 森林の保全

森林に期待される機能は、社会の変遷とともに変化しています。

洪水を防止し土砂流出の軽減を図る機能、渇水を緩和する機能、木材やきのこを生産する機能などが古くから求められてきましたが、近年、二酸化炭素の吸収、様々な生き物の保全、自然を感じる場などの機能も重要視されるようになってきました。

(1) 適切な森林の管理

森林は、その生育期間が長期であることから、森

林計画制度により、伐採、造林などの森林整備、保全を計画的に進めています。

また、開発行為を行う場合、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう林地開発許可制度により審査を行っています。機能上特に重要な森林については保安林に指定し、適正な維持管理を行っています。

(2) 県で取り組んだ主な施策

林業の採算性の悪化から、近年では、手入れの遅れた人工林が目立つようになり、土砂の流出、水源

かん養機能の低下などが懸念されています。このため、「ぐんまの山（森林）を守る」間伐・作業道推進プランや森林整備地域活動支援交付金制度により、総合的に森林整備を推進し、「健全な森林づくり」を行いました。

また、都市近郊においては、松くい虫による松枯れが景観保全上の問題となっていることから、伐倒駆除（被害木の伐倒、薬剤散布）や予防散布（地上散布）を周囲の自然環境及び生活環境に配慮しながら実施しました。

コラム 県民参加の森づくり

連日のようにメディアからは石油や金属などの資源の枯渇、CO₂の増加による地球温暖化の問題が提起され、いやがおうにも私たち県民の森林をめぐる自然環境に対する関心が高まっています。県としても県民参加の森林づくりを推進し、広く森林整備の重要性に対する理解を深めてもらうため、森林ボランティアを公募して、活動の場の提供と技術指導を行っています。これまでも多くの森林ボランティアによって下刈り、間伐などの森林整備が実施されています。ボランティアは鎌で草を刈る初心者から受け入れています。技術者の指導により刈り払い機やチェーンソーが使えるようになる人もいます。

8 農地の保全

農業は、人間生活において必要不可欠な食料を安定的に供給するという重要な役割を果たす一方で、適切な農業生産活動が行われることにより、多くの環境保全機能を発揮しています。

(1) 農業農村の有する環境保全機能

農業農村の有する環境保全機能には、国土（県土）の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等様々なものがあります。

しかし、これら環境保全機能が発揮されるためには、無秩序な土地利用による農地の減少や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、農業生産に必要な農地を生産活動に適した良好な状態で確保するとともに、農業の担い手による継続的な生産活動のため、利用集積等を通じた農地の有効利用を図ることが重要となっています。

(2) 農地の現状

本県の耕地面積は、宅地や工業用地へのかい廃や農業の担い手不足・高齢化による耕作放棄地^{*1}の増加により減少を続け、平成16年7月15日現在の耕地面積は79,200haとなっています。

耕作放棄地面積は年々増加し、平成12年には県全体で7,082ha、中山間地域^{*2}で3,866haとなり、耕作放

棄地の発生防止が大きな課題となっています。

(3) 県で取り組んでいる施策

ア 農地等の生産基盤の確保・整備

適切な土地利用を進め、農地の遊休化を防止するとともに、経営感覚に優れた農業経営への農地の利用集積を促進して、活力ある農業生産を担う基盤づくりを進めています。

イ 県土や自然環境の保全等環境保全機能の発揮

農村が持つ国土（県土）・環境の保全といった環境保全機能について、農地等の整備を通してその機能の維持・増進を図り、緑豊かな自然と調和した美しい農村景観を維持していくため、地域の取組を支援しています。

ウ 中山間地域等の支援

一般的に中山間地域等は平坦地と比べ、農業の生産条件が不利です。このため、中山間地域等における耕作放棄の発生防止、環境保全機能の確保等を目的に、平成12年度から「中山間域等直接支払制度」が開始されました。

本県の平成16年度の取組状況は、対象36市町村のうち、35市町村で293の協定（285集落協定、8個別協定）が締結され、1,833haの農用地で制度に取り組んでいます。

^{*1} 耕作放棄地：統計調査における区分で、調査日以前の1年以上作付せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地です。

^{*2} 中山間地域：平野周辺部から山間地域に至る地域の総称で、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域として一般的に使われることが多いです。総農地面積の約4割を占め、農産物のみならず、資源管理・環境保全に極めて重要な役割を果たしていますが、地勢等の地理的条件が悪く、農業等の生産条件の不利に加え、人口の流出・高齢化、耕作放棄地の増大等により地域社会の活力が低下しつつあります。

コラム 群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の制定～農地等の保全のために～

平成15年夏、県内で、通常の施肥量を大幅に超える肥料の大量投与の計画が判明しました。行政、警察、地元住民が一体となって取り組んだ結果、当該計画は未然に防止できましたが、今後も同様な行為が繰り返される恐れがあることから、全国に先駆けて、平成16年6月、「群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例」を制定しました。

この条例は、農地、森林における肥料等の不当な大量投与を防止することにより、農地等の保全及び持続的な利用並びに周辺環境の保全を確保するものです。具体的には、農地などに一定量を超える施用、保管を行う場合に、県への届出を求め、内容を調査して、問題があれば、指導、勧告、公表を行うことで、施肥を装った不当な投与を事前に防止しようとするものです。

コラム エコファーマーの声

エコファーマーとは

土づくり・化学農薬低減・化学肥料低減を一体的に行い、環境と調和の取れた持続性の高い農業生産に取り組むことで、持続農業法に基づき、知事から認定された農業者です。

エコファーマーの声

Aさん：県の補助事業で組合に堆肥の散布機械を導入でき、土づくりのための作業が楽になりました。土づくりには、こうした機械の使用が欠かせず、今後も土づくりに向けた補助事業など、環境保全型農業に取り組む農家への支援に取り組んで欲しい。

Bさん：エコファーマーになってから自分自身も環境保全型農業に対する意識が高まりました。エコファーマーのことを知っている消費者からは高い評価を受けていますが、もっとこの制度が広く知られるようアピールして欲しいです。

Cさん：メリットの有無にかかわらず、これからの農業は環境保全型の農業に取り組まなければならないと思います。県や農協が連携して、啓発・指導を強く推進して欲しい。

環境保全型農業に取り組むことの必要性に対する思いや、取り組みを進めるための支援の要望について声が寄せられました。

9 自然環境情報の提供

(1) 自然環境カレンダー

県民一人ひとりが自ら学び行動するという環境教育を積極的に推進し、自然環境保全の重要性を訴えることを目的として、本県の自然環境をテーマに、写真やデータをふんだんに使用した「自然環境カレンダー」を発行しています。

2005(平成17)年版カレンダーでは、「色」をテーマに、豊かな自然環境の様々な色に彩られた四季の移ろいの中で、日本人がいかに微妙な色の変化を大切にし、それを暮らしの中に取り入れて楽しんでいたかを、日本の伝統色を取り上げながら紹介しました。

発行から第10号目となる2006(平成18)年版自然環境カレンダーは、自然保護の原点ともいわれる「尾瀬」をメインテーマとして、尾瀬の歴史を自然科学的観点と自然保護の視点から紹介します。

(2) 自然環境情報システムの構築

自然環境保全施策や環境アセスメントの実施に役立てるために、これまで県が実施してきた学術調査等の結果を基に独自のデータベースである自然環境情報システムを構築し活用しています。また、県ホームページにおいて、県自然環境保全地域やレッドデータリスト等の資料が閲覧できるようになっています。

(3) 尾瀬保護財団ホームページ

尾瀬の保護には多くの関係機関や団体関わっており、尾瀬保護財団はこれらの団体等の話し合いの場としての役割を担っています。

尾瀬の貴重な自然環境を守り次の世代に引き継いでいくためには、尾瀬を利用する一人ひとりが、尾瀬の自然を理解し、その利用に責任を持たなければなりません。

そこで、尾瀬保護財団では、尾瀬の自然や利用マナー、財団の活動を紹介するホームページを開設し、情報提供を行っています。

(財) 尾瀬保護財団ホームページアドレス
<http://www.oze-fnd.or.jp>
 Eメールアドレス info@oze-fnd.or.jp

(4) 県立自然史博物館

県立自然史博物館は、地球の生い立ちと生命の進化の歴史や群馬県の豊かな自然を豊富な展示物と映像、パソコン等を使って紹介し、子どもから大人まで楽しみながら自然について学べる国内でも有数の博物館です。

ア 常設展の展開

ジオラマや尾瀬シアターを用いて、緑豊かな群馬の自然を館内に再現し、自然のすばらしさを紹介しています。

また、最後のコーナー「かけがえのない地球」では、すばらしい環境を守り、子孫に伝えることの大切さをエコボール等の標本、コンピュータを用いて紹介しています。

イ 企画展の展開

平成16年度は企画展として「地球の贈り物 鉱物資源」、「海の王者 サメ」、「オランウータンの森ー東南アジアの熱帯雨林を探るー」、特別展として「アフリカの風ー小倉寛太郎サファリ3000日ー」を開催しました。

ウ 教育普及事業

野外へ出て豊かな自然を観察する「ファミリー自然観察会」や館内の実験室を使った「自然教室」、季節の星座を観察する「天体観望会」、県内の各地へ博物館資料を展示する「移動博物館」など多くの事業を実施し、県民の方に自然に親しむ機会を提供するとともに、自然を愛する心を育てる場を提供しています。